

上越医療再編における新中核病院・新地ケア病院の一体的運営の
手法に関する検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 上越地域の急性期機能の集約及び持続可能な医療提供体制の確保を目指して行う医療再編において、新中核病院・新地ケア病院の一体的運営の手法を検討するに当たり、専門的見地から広く意見を求めるため、新中核病院・新地ケア病院の一体的運営の手法に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員は、医療、学識及び経営等の分野に関し専門的知見を有する者から福祉保健部長が依頼する。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。
2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。
2 委員長は、必要があると認めるときは、その職務を代理する者を指名することができる。

(運営)

第5条 委員会は福祉保健部長及び病院局長が招集する。
2 会議の進行は委員長が当たり、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長の指定する委員がその職務を代行する。
3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意がある場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、新潟県福祉保健部地域医療政策課及び新潟県病院局経営企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。